

二期会イタリア歌曲研究会 会則

第一章 名称と所在地

(名称)

本研究会は、二期会イタリア歌曲研究会と称する。

(所在地)

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目25番地12号 公益財団法人 東京二期会

第二章 目的及び事業

(目的)

本研究会は、イタリア歌曲およびそれに関する事項の研究・研鑽を促進し、会員相互の協力と連絡をはかり、あわせて、内外の学術団体・研究機関と協力し、以て日本におけるイタリア歌曲と文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

本研究会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. イタリア歌曲およびそれに関する事項の研究、研鑽の促進
2. 例会、演奏会の開催

イタリア歌曲に関する文献の収集、整理

3. 会報等の刊行
4. その他本研究会の目的遂行上必要と認めた事業

第三章 会員について

(会員)

本研究会会員は、イタリア歌曲およびそれに関する事項の研究・研鑽に関心のある者とする。二期会に所属していない会員は、「会友」と明記される。

(会員の資格・資格停止および退会)

1. 入会に際して、特にオーディションは設けない。
 - ・入会金 なし
 - ・年会費 二期会会員・準会員 12,000 円
会友 20,000 円
 - ・会費を2年滞納した場合は、当研究会を継続できない。
2. 会員の休会を認める。ただしその期間は1年とし、その場合年会費の半額を納める。
1年経過した後は、本人から申告があれば休会を継続できる。
3. 年度の途中で入会する場合は、入会月に応じた金額を納める。

(賛助会員)

本研究会は、会の活動にご理解をいただき、財政的支援をしてくださる方を賛助会員としてご入会いただく。

1. 年会費：一口 10,000 円
2. 特 典：定期演奏会へのご招待
3. ご芳名を主催公演プログラムに掲載し、会報「瓦版」を送付する。

第四章 講師について

(講師)

本研究会は、代表および適当数の講師を置くこととする。

(器楽会員)

本研究会は、器楽会員を置く。

1. 講師及び器楽会員に会費は設けない。

第五章 事務局役員について

(役員)

本研究会は、以下の事務局役員をおく。

- ・ 総務(例会担当/会員担当)
- ・ 二期会代議員
- ・ 二期会研究会連絡委員
- ・ 会計
- ・ 瓦版担当

1. 定数については細則に定める

(役員選出の方法)

1. 事務局の役員は、原則として任期は2年とし、再任は妨げない。
2. 二期会代議員においては、本研究会所属の二期会会員の中から選出される。
3. 総務・会計・瓦版・研究会連絡委員においては前任者が事務局内協議の上、総会の承認を経て任命する。

(役割)

総務は事務局の中心として本研究会が滞りなく進むように事務を行う。

- ・ 例会担当は主に例会に関する事務を取り扱う。
- ・ 会員担当はそれ以外の事務を取り扱い、名簿管理、メール配信も行う。

会計は会費及び賛助会費の徴収と出納に関する事務を行う。

- ・ 演奏会に関する会計は別途演奏会会計が扱うこととする。
- ・ 会計監査においては事務局外の会員に依頼する。

二期会代議員は二期会代議員会に出席しその業務を行う。

二期会研究会連絡委員 は二期会研究会連絡委員会に出席しその業務を行う。

1. 事務局役員については、年度末に薄謝を支払う。額については細則に定める。
2. 役員は常に連絡を取り合い、その役割と進捗を互いに理解し協力しあうこととする。
3. 会員は、事務局を補佐し、積極的に協力する。

第六章 運営委員会について

(運営委員会)

本研究会は、運営委員会を置く。

1. 運営委員は講師、会員の中から数名で構成する。
2. 運営委員の任命は代表が行う。
3. 運営委員は互選により運営委員長一名を選任する。
4. 任期は特に定めない。
5. 運営委員はイタ研の事業、企画を協議する。
6. 議事の迅速な処理が必要な場合、総会に諮ることなく運営委員の協議により決定することができる。
その際、会員への報告を必ず行う。
7. 運営委員は各役員の補佐を随時行う。
8. 運営委員については、年度末に薄謝を支払う。額については細則に定める。

第七章 会議

(会議)

1. 毎年4月に総会をおこなう。
総会は会員数の2分の1以上の出席が必要である。ただし欠席者が書面をもって委任状を予め提出している場合は、出席とみなす。
2. やむを得ない事由が発生した場合に限り、運営委員会の承認を得て、電磁的方法（電子メール）により決議することを妨げない。

第八章 例会について

(例会)

1. 原則として月1回おこなう。
2. 8月は休会とする。
3. 9月は定期演奏会をもって例会とする。
4. 聴講の場合、1回2,000円とする。

ただし 当研究会講師（器楽会員含む）、本研究会賛助会員、二期会研究会会員およびオペラ研修所研修生の参加は無料とする。

第九章 演奏会について

(演奏会)

1. 原則として年1回定期演奏会をおこなう。
2. 出演者はオーディションまたは講師による推薦とする。
連続して演奏会に出演することは可能であるが、出演希望者が多数の場合は前回出演していない会員が優先となる。
3. 演奏会役員は、前回演奏会の出演者が望ましい。
4. 演奏会開催についての詳細は、別紙「コンサートの作り方」を参照。(演奏会役員に配布される)
5. 演奏会への出演資格として、年間*の例会出席を3回以上とする。ただし、講師の推薦により出演する場合はこの条件を満たしていなくても可能である。
*注：年間とは、オーディションの前月からさかのぼって1年間
6. 演奏会役員には各回ごとに薄謝を支払う。額については細則に定める。

第十章 会則について

この会則は、総会においてのみ変更することができる。

2010年4月 作成

2014年4月 改定

2017年4月 改定

2019年4月 改定

2020年4月 改定